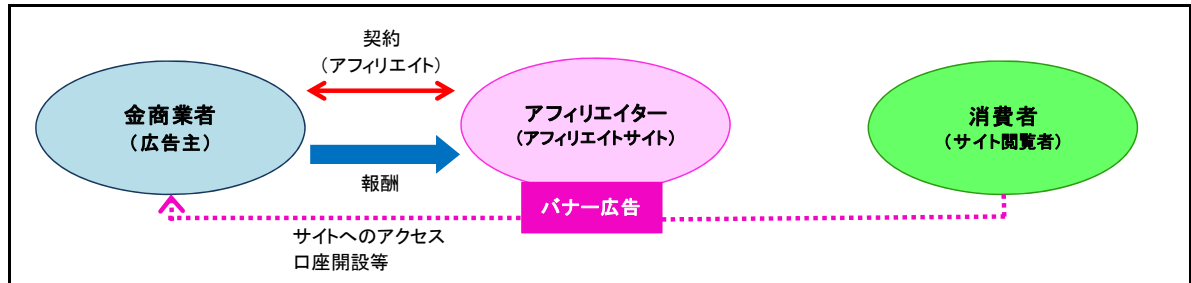


アフィリエイト広告に係る対応案について

①金商業者がアフィリエイトと直接契約するケース(直接的な契約形態)



【上図に関する説明】

- 上記アフィリエイターは、出稿価値の高いサイトを運営する(報酬受取額が多い)法人等であり、アフィリエイター全体の1%未満(ASPよりヒアリング)。言わば「多くの報酬を稼ぐアフィリエイトサイト」の運営者であり、当該サイトは、閲覧者への訴求力や取引誘引性が高いと想定される。
- アフィリエイターと直接契約を締結するため、アフィリエイターの特定や実態把握等が容易。また、契約に特定の条項を盛り込むことで、アフィリエイターの行為を規制することはある程度可能。

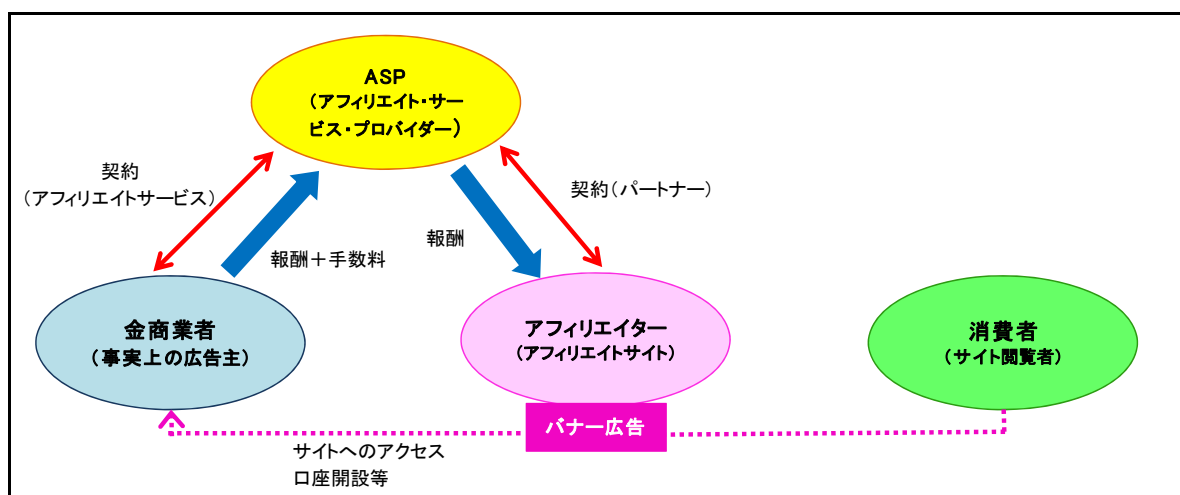
【考え方】

直接契約によるアフィリエイト広告(ランキング等が掲載されたアフィリエイト広告に対し、掲載内容等に応じて料金を支払う場合を含む)については、契約を通じ協会員がアフィリエイターに対して広告等の内容を指示しうる立場にあるなど、実態的に自社の広告等と類似した性格を有することから、「自社の広告等に類するもの」として取り扱う。

上記を踏まえた対応案

- 協会員が事前に、自社が作成する広告等と同等の広告審査を実施するよう努める。
- 審査にあたって、自社の審査基準に照らした場合に「不適正」と判断されるような内容については、アフィリエイターに対して掲載前の修正又は削除を求めるとともに、改善がなされない場合には当該アフィリエイターとの契約を解除するよう努める。
- 金商法で求められる必要表示事項(金融商品取引業者等の概要やリスク事項等)については、バナーから遷移するランディングページ等に掲載することも可とする。

②金商業者とアフィリエイトとの間にASPが介在するケース(間接的な契約形態)



【上図に関する説明】

- 大半のアフィリエイト広告が上記に該当。
- 金商業者はアフィリエイトとの接点がないため、自らがアフィリエイトの特定や実態把握等を行うことは困難。この場合、ASPからアフィリエイトの情報提供を受ければ把握は可能と考えられるが、個人情報保護法の観点からの検証が別途必要。
- 金商業者とアフィリエイトの間には契約がないため、アフィリエイトの行為を直接規制することは困難。この場合、ASPとアフィリエイトとの契約に特定の条項を盛り込み、ASPにアフィリエイトを規制してもらうことが対応の限界。

【考え方】

ASPが介在する場合、金商業者とアフィリエイトとが直接的な契約関係にないため、①のように「自社の広告等に類するもの」とまでは言えないが、間接的にアフィリエイトを使用して広告等を掲載させ、結果として成功報酬を支払っていることを勘案すれば、外形的には直接契約のものと大きな差異はない。そこで、少なくとも協会員からASPへの報酬支払いに当たって支払いの対象となるサイト(最終的にASPからアフィリエイトに報酬が支払われているかどうかは問わない)に対しては、次のような対応を行うことが考えられる。

上記を踏まえた対応案

- 例えば、報酬支払時等に事後チェックを行い、「客観的事実に基づかないものを客観的であると誤認させているもの」や「恣意的又は過度に主観的な表示があるもの」等不適正なものについては、直接又はASP経由にて、速やかにアフィリエイトに対して修正又は削除させる、又は改善がなされない場合にはASPに当該アフィリエイトとの契約の解除に努めるよう求める。
- アフィリエイト広告に貼付される自社のバナー等をクリックすると、一旦ランディングページに遷移することとし、ランディングページには当該アフィリエイト広告は自社が作成したものではないこと、掲載されている感想や評価はあくまでも作成者自身のものであり、協会員のものではないことを明記する。

以上